

議案第 27 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月目黒区条例第 35 号）  
の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「6,400 円」を「16,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用する。
- 2 改正後の条例第 17 条第 3 項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（説明） 教員特殊業務手当の支給限度額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。